

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める  
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示  
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 強い産業づくり研修助成事業の項及び商品開発プロジェクト活動支援事業  
の項を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。